

日本国憲法 5 「精神的自由権①」





講義の内容と到達目標

講義の内容

今回の講義では、精神的自由権のうちの、思想・良心の自由、信教の自由を取り扱います。それぞれの自由について、その定義と保障範囲について、それぞれ解説していきます。概念的なイメージにとらわれず、具体的な人権の保障のあり方を学修しましょう。

到達目標

- ●思想・良心の自由とは何かを理解することができる。
- 思想・良心の自由の保障範囲を理解することができる。
- 信教の自由とは何かを理解することができる。
- 信教の自由の保障範囲を理解することができる。
- 政教分離原則の意義を理解することができる。

今回の講義の目次

1. 思想・良心の自由とは何か?

2. 信教の自由とは何か?







今回の講義の問い①

1. 思想・良心の自由とは何か?

精神的自由の根源である「思

想・良心の自由」の意義とそ

の保障範囲を学びます



今回の講義の問い②

2. 信教の自由とは何か?

「信教の自由」の意義と

その保障範囲を学びます



今回の講義の問い③

21. 政教分離とは何か?

「政教分離原則」の意義を

学びます



個別の人権の学修の仕方

(本講義に入る前に・・・)

人権については

1 内容

2 保障範囲



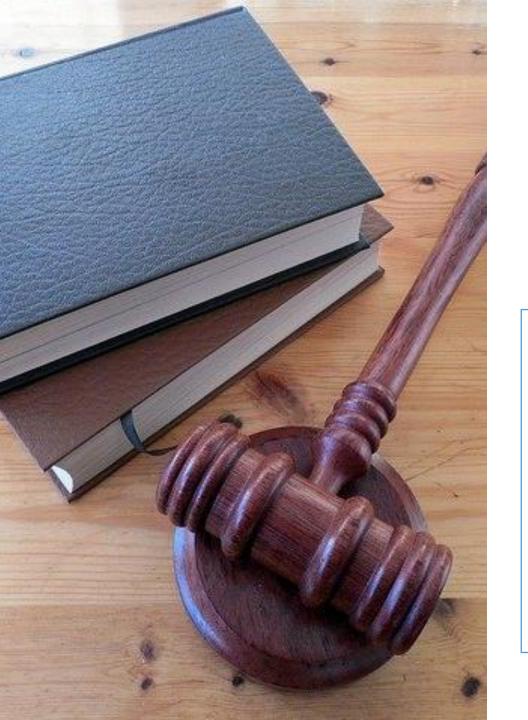
に注意!



1. 思想・良心の自由とは?

「思想・良心の自由」とは、 どのような権利

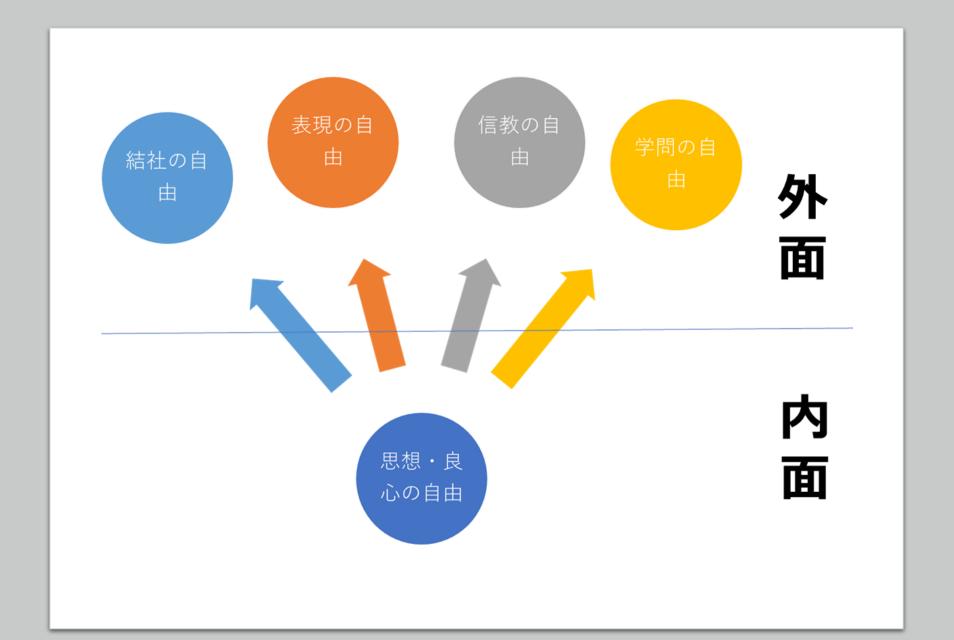
でしょうか?



(1)思想・良心の自由とは

憲法19条

「思想及び良心の自由は、 これを侵してはならな い。」 思想・良心の自由は精神的自由の根源





すべての精神的自由は、思想・良心の自由の発現・

思想・良心の自由はなぜ保障されるようになったのか?

戦前期における思想統制



思想・言論・結社などについて、 治安維持法などによる規制





(2)思想・良心の自由はどこまで保障されるか?

保障範囲

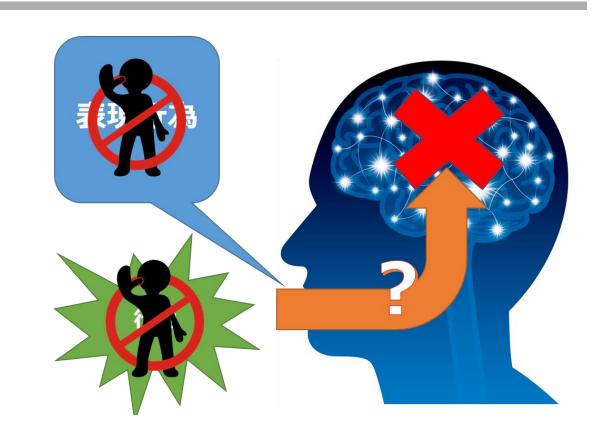
内心にとどまる限り、保障は絶対的 他の利益、人権と衝突することがないから「公共の福祉」による制約 もあり得ない

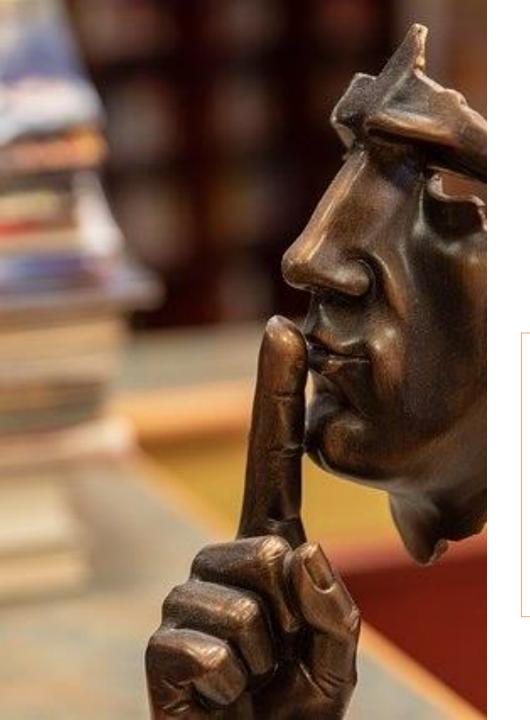
本当に絶対的に保障されるのか?

人の内面の精神的活動は外部 的行為と密接不可分の関係



外部的行為の規制を通じた、 内心の自由の侵害が問題





(3)思想・良心の自由の具体的内容と問題局面

① 沈黙の自由

- ・人の内心の表明を強制されない自由
- ・裁判における証言義務
- ・公務員の服務宣誓



(3)思想・良心の自由の具体的内容と問題局面

② 思想を理由とする不利益取扱いの禁止

内申書における不利益記載

(【麹町中学内申書事件 最判1988年7月15日判時 1287号65頁】)

国旗・国歌法

(【君が代ピアノ伴奏拒否事件・最判平成19年2月27日 民集61巻1号291頁】)



2. 信教の自由(20条)

「信教の自由」とはどのような権利

でしょうか?

(1)信教の自由とは何か?

明治憲法28条

「日本臣民八安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務 二背カサル限二於テ信教ノ自由ヲ有ス」

- ⇒伊勢神宮を別として、神社を官社、諸社に分類
- ⇒社格制度……神職には官公吏の資格を付与
- ⇒建前上は宗教ではなく、28条違反にはならない

戦後……総司令部から神道指令

あらゆる宗教を国家から分離



(1)信教の自由とは何か?

宗教とは何か?

•「『超自然的、超人間的本質(すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等)の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為』をいい、個人的宗教たると、集団的宗教たると、はたまた発生的に自然的宗教たると、創唱的宗教たるとを問わず、すべてこれを包含するもの」(名古屋高判昭和46年5月14日)



(2)信教の自由の保障範囲

保障	内容
	①内心において、特定の宗教的信仰を
内心における	持つ自由、持たない自由
信仰の自由	②宗教的信仰を変更する自由。
	③宗教的信仰を告白する自由、しない
	自由
	⇒思想・良心の自由の宗教的側面。絶
	対的な保障が及ぶ

(2)信教の自由の保障範囲

保障	内容
宗教的行為の	①宗教的行為(礼拝、祈祷など)を行う
自由	自由、行わない自由
	②布教活動を行う自由、行わない自由
自由)	
宗教的結社の	信仰を同じくする者が宗教団体を設立し
自由	活動する自由、あるいはそのような結社
	を作らない自由、加入しない自由

(3)信教の自由はどの程度まで保障されるか?

保障範囲

- 宗教的信仰の自由は、内心の信仰に関するかぎり、絶対的に保障される。
- 内心の信仰にもとづく外部的行為は、その限度で、一定の限界を負う



(4)信教の自由が特に問題となるのは、<u>宗教的行為に対して不利益が課された場合</u>

具体的事例

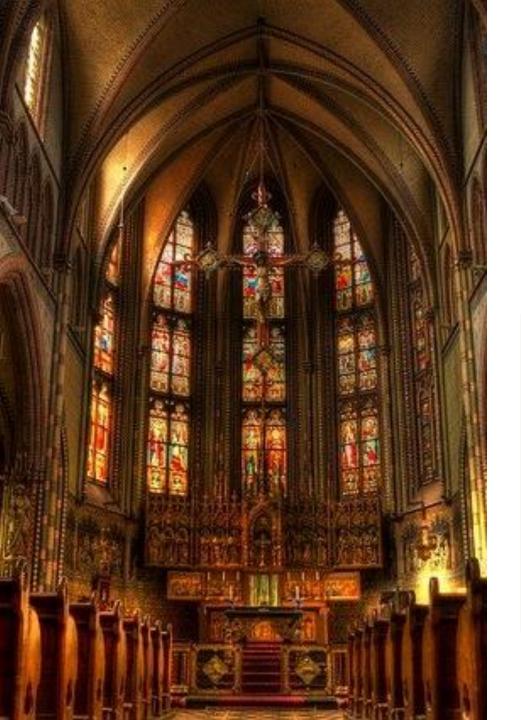
- 【加持祈祷事件·最大判昭和38年5月15日刑集 38巻4号302頁】
- 【牧会活動事件・神戸簡判昭和50年2月20日刑 月7巻2号104頁】
- 【キリスト教日曜日参観事件・東京地判昭和61 年3月20日】
- 【エホバの証人剣道実技拒否事件・最判平成8年 3月8日民集50巻3号469頁】





21. 政教分離とは?

政教分離とは政治と宗教が 分離しているということ を意味するのでしょうか?



(1)政治と宗教の関係

各国の対応

- 国教制 (イギリスなど)
- 公認宗教制(ドイツ、イタリアなど)
- ◆分離制(アメリカ、日本など)⇒神道 指令

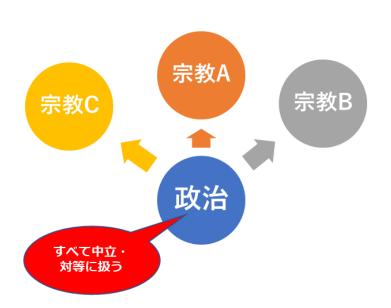


(2) 政教分離の意味

日本国憲法

- 第20条1項:信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 第3校: 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教 的活動もしてはならない。
- 第89条:公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない。





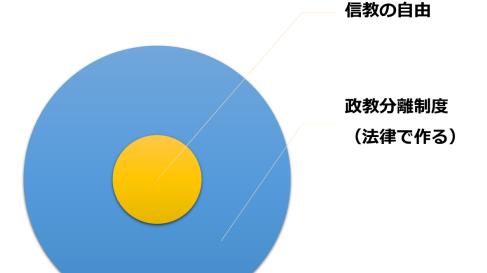
(2)政教分離の意味



「宗教的中立性」と「非宗教性」

国家の「宗教的中立性」(複数の宗教が存在することを前提に、すべての宗教に対する平等な取り扱いを要求)と、国家の「非宗教性」(国家生活から、あらゆる宗教的要素を排除することを要請)の違い

(3)信教の自由との関係



制度的保障(判例・通説)

信教の自由の保障を強化するため の手段・制度としての政教分離

(4) 政教分離原則の保障内容

保障内容	注意点
宗教団体へ の特権付与 の禁止	たの女子で間にう自民 自体 放 の 血バラの で
宗教団体による政治上の権力行使の禁止	宗教団体が、政治に影響を及ぼすような活動を行うこと自体は、 宗教団体の構成員にも政治活動の自由が認められる以上、認めら れる。これを認めない場合、かえって宗教を理由とした差別を容 認することになる。(国家の「宗教的中立性」) 例)創価学会と公明党、立正佼成会の自民党支持など

(4) 政教分離原則の保障内容

保障内容	注意点
国家による宗教的活動の禁止	 ・【津地鎮祭事件・最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁】 ・【自衛官合祀事件・最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁】 ・【愛媛玉串料事件・最大判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁】 ・【中曽根康弘総理靖国神社公式参拝事件 大阪高判平成4年7月30日】 ・【小泉総理靖国参拝訴訟 最判平成18年6月23日】
宗教団体への公 金支出の禁止 (89条)	政教分離原則を財政面から保障するもの。 →重要文化財保護のために行う寺院等への補助金支出は可能。 →宗教団体が行事等を行うために、公道、公民館等の施設を利用することは、国民 の場合と同じ条件のもとであれば可能。(国家の宗教的中立性)



(5)政教分離原則違反の 判断方法

判例の立場

目的効果基準:問題となる政府の行為の目的が宗教目的であり、その効果が特定の宗教を援助・助長する行為である場合には、政教分離原則違反となる。

まとめ



- 1. 思想・良心の自由とは何か?
 - ・内心にとどまる限りは絶対的に保障される
- 2. 信教の自由とは何か?
 - ・内心にとどまる限りは絶対的に保障される
 - ・外部行為は一定の制限がある
- 2 .政教分離原則とは何か?
 - ・宗教的中立性と非宗教性の違い